公立病院経営強化プラン

団体コード	102091
施設コード	001

	F	न		体		名	藤岡市							
			ラ ラ ン		4					11日 伊	 是石病院経営強化	レプニヽ。		
					10		۸٠٠							
		策		定 		日 	令和		年	3	月			
<u></u>		対	象	期	1	間	令和	6	年度	~	令和	9	年度	
病院の	病 院 名						藤岡市国民健	康保険鬼石病院	院	現在の紀	経営形態	地方公営企業	法財務適用	
現状		所 在 地			藤岡市鬼石139	9番地1								
狄							病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計	
			痕	床	数		ががまが	52	47				99	
							一般・療養病 床の病床機能	高度急性期	急性期	回復期 52	慢性期 47	計※ 99	 ※一般・療養 と一致するこ	
		診療科目		科目名	内科、呼吸器 眼科、皮膚科	- ▶内科、循環器内 - (計10科目)	 科、リハビリ [・]	L テーション科、		 好科、肛門外和	4、整形外科、			
$\widehat{1}$			医療構造			えた当該								
)役割・機			大におけ			院の果た	制を確保しつ	つ、適切な医療	あって少子高齢 寮と介護サービ ケアシステムの	スが提供できる	よう訪問看護			
能の最適化		経営強化プラン最終年度における当該病院の具体的な将来 像				院へ紹介する は医療的処置	。②入院では、 の高い患者を		病床の効率的な 医療を提供し、	稼働を目指し	在宅復帰に向	けての取り組み	、療養病床で	
と連			令和7年度(地域医療構想の推計年)における当該病院の機能ごとの病床数		病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計	-		
携の				ががまが	52	47				99				
強化			**				一般・療養病	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計※	※一般・療養	
			\ 0 24 74	n. =		日地左左	床の病床機能			52	47	99	と一致するこ	۲
			経営強化プラン最終年度 における当該病院の機能 ごとの病床数	病床種別	<u>一般</u> 52	療養 47	精神	結核	感染症	計 99	-			
						高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計※	─ ─※一般・療養	」 信住の合計物		
							床の病床機能			52	47	99	と一致するこ	
	;	=	包括ケ て果た ⁻		L /n -	ムの構築 割	問看護(リハの核となる病) 今後も地域医)、サ高住等(院としての役) 療連携室を中/ や居宅介護支	限られた医療ス の介護系施設へ 割を果たす。 いに急性期医療 妥事業所及び行	の往診、併設の を担う公立藤岡)介護老人保健が 別総合病院等の	施設との連携。 後方支援病院。	など、地域包括 として患者の受	ケアシステム
	3株		分化・											
		当語	核公立症	病院の)状分	t	□ 施設の新設・建替等を行う予定がある □ 病床利用率が特に低水準(令和元年度から、令和3年度まで過去3年間連続して70%未満) □ 経営強化ブラン対象期間中に経常黒字化する数値目標の設定が著しく困難 □ 地域医療構想や今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、病院間の役割分担と連携強化を検討することが必要である □ 医師・看護師等の不足により、必要な医療機能を維持していくことが困難							
		構想区域内の病院等配置の現 況					公立藤岡総合	病院、くすの	木病院、篠塚病	院、光病院、鬼	显石病院			
					機能	も 分化・連	<時 期>				<内 容>			
	携強化の概要 (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合 は、①検討・協議の方向性、② 検討・協議 のスケジュール、結論を取りま とめる時期を明記すること。						R9	有するととも 医師・医療ス 派遣元である	(急の受入れや急 に、一般病床に、 ・タッフの不足、 ・群大病院や公立 ・ているが、由々	では地域包括ケ 特に常勤内科 藤岡総合病院	ア病床を展開し 医の不足は深刻 との連携強化に	でおり、一定 な状況で入院	の成果を上げて 最受入に支障が出	いる。一方で 出始めている。

1回後機能に係るもの 34度		機能や医療の質、連携の に係る数値目標								
歴史リハビリ和田田俊(月中四)	1)	医療機能に係るもの			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	備考
		訪問看護回数(月平均)	141.7	153. 8	155. 0	160.0	160. 0	165. 0	165. 0	
2 医療の質に係るもの 3年度 4年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 9年度 8年度 9年度 8年度 9年度 8年度 9年度 9年度 8年度 9年度 9年度 80.0 98		訪問リハビリ利用回数(月平均)	162. 0	154. 2	155. 0	160.0	160. 0	165. 0	165. 0	
国本部展現後 (%)		通所リハビリ利用回数(月平均)	95. 6	90. 9	90. 0	95. 0	95. 0	100. 0	100. 0	
西名東原版 (%) 97.1 98.5 98.0 98.0 98.0 98.0 98.0 98.0 98.0 98.0										
産主海圧度(%)	2) [<u> </u> 医療の質に係るもの			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	備考
31 連携の強化等に係るもの 3年度 4年度 5年度 7年度 8年度 9年度		患者満足度(%)			98. 0	98. 0	98. 0	98. 0	98. 0	
(実施)		在宅復帰率(%)	78. 9	80. 8	81. 0	81.0	81. 0	81.0	81.0	
連縮介率 (%)	3) i	L 連携の強化等に係るもの			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	備考
4年度 3年度 3年		紹介率(%)			9. 0	9. 5	9. 5	10. 0	10.0	
(支値) (支値) (支値) (支値) (支値) (支値) (支値) (支値)		逆紹介率(%)	11. 6	10. 6	11. 5	12. 0	12. 0	12. 5	12. 5	
(支値) (支位)										
「お一般会計負担の考え方	4) -	その他			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	備考
(基語 N		臨床研修医の受入件数(協力施設)			4	5	5	6	6	
(最出基準の概要) ○ 連該改良分・病院事業儀元利院宣金の2/3ないし1/2相当分 ○ 不採す地区病院分・地域の教急医療分・地域の教急医療分・地域の教急医療分・の不採す地区病院分・の表生医療分・の不採す地区病院分・の表生医療分・の表生医療分・の高度医療分・の、限に係る総診医療会験が目的である。とから、新たな財政負担を心臓者を心臓を関係のであることから、新たな財政負担を心臓者を心臓を指する。の財政負担は不可欠であることから、新たな財政負担を協議する。 ⑤住民の理解のための取租 ・										
後も二次教念医療を提供できる病院として現状の体制を維持して行きたい。また、地域包括ケアシステム担力ため高齢化が建む中、在学医療や訪問書類の推進にも注かする。更には予防医療や住民経済等も機関して生活できる環境を確保する役割を果たす。一方では現在の経営状況を始め、当院が担う役割や機能を合には、市の広報やホームペーンへの掲載など適切な情報提供を行う。 現在行っている医師確保の取り組みとして、毎年群大病院の医局へお願いに何うとともに、紹介派遣会社が願いをしている。看護師については、何とか自前で確保できているが、若手看護師の確保に苦労している。有護師については、何とか自前で確保できているが、若手看護師の確保に苦労している。特に医師確保については単独での確保が困難なため、非大病院及び公立藤岡総合病院から外来・当直に交受けている。当時に医師確保については単独での確保が困難なため、非大病院及び公立藤岡総合病院から外来・当直に交受けている。当性に医師確保については単独での確保が困難なため、非大病院及び公立藤岡総合病院から外来・当直に交受けている。当に本理算に不採す地区病院であるこか)を等の経り組みでいる。 ② 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保の取組 ② 臨床研修医の受入れについては、基幹型臨床研修病院である公立藤岡総合病院から施床研修協力施設としており、当院が担っている中山間地域特有の慢性期医療を学ぶ機会を提供活が関係を引き、年960時間を超える時間外動務に抵害する医師はいなくなるため、A水準を取得する。また、令和6年子カルテの導入を目指しており、医師の負担軽減に寄与するものと考えている。 経営形態の現面に(検討)の方向性(該当箇所にとを記入) 「地方独立行政法人(非公者会)」地方公営企業法全部適用 申方独立行政法人 申志養組合・広域連合 即方公営企業法全部適用 申坊公営企業法全部適用 申坊会立行政法人 申志養組合・広域連合 申が方と記入 申が日本の第2 中が方と記入 申が方と記入 申述を表記入 申述を記入 申述を記入 申述を記入 申述を記入 申述を記入 申述を記入 申述を持入 申述を記入 申述を記			〇建設 全建設 全建不救高度 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	分:病院事業債 区病院分:非常 分:地域の救急 分:CT、MRIにほ 分:児童手当経 (特定市町村)	元利償還金の2 勤医師で実施する 医療に対応賃金 る読影医賃金 費について一般 における公立病	/3ないし1/2框 する眼科、整形 るための体制確 及びMRI検査委 设会計が負担す 病院の経営にお	目当分 が外科診療及び一 選保にかかる経費 託料 でき額 いて、必要な医	-般外来に係る		不採算部門
超かとしている。看護師については、何とか自前で確保できているが、若手看護師の確保に苦労してし組みとして、群馬医療福祉大学の看護学生の研修受け入れや、大学への就職説明会に参加するなど積極的いる。特に医師確保については単独での確保が困難なため、群大病院及び公立藤岡総合病院から外来・当直に対している。当院は不採算地区病院であることから医師の確保が極めて困難であり、今後も派遣元病院を化に努める。また、職員採用については、常動職員の確保だけに限らず会計年度任用職員の採用も積極的おり、勤務時間等柔軟な働き方に対応できるよう取り組んでいる。 ② 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保の取組 ② 臨床研修医の受入れについては、基幹型臨床研修病院である公立藤岡総合病院から臨床研修協力施設として、	住民	の理解のための取組	後も二次救急 担うため高齢の して生活できる	医療を提供でき 化が進む中、在 る環境を確保す	る病院として現 宅医療や訪問看 る役割を果たす	見状の体制を維 言護の推進にも ト。一方では現	掛して行きたい 注力する。更に 対在の経営状況を	い。また、地域 は予防医療や	包括ケアシスラ 住民健診等も網	テムの一翼を 迷続し、安心
このでは、		師・看護師等の確保の取	お願いとして、別かる。医師では、別がある。をして、別がいる。のでは、別がいる。のでは、別がいる。これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、	いる。看護師に 群馬医療福祉大 については単独 当院は不採算地 また、職員採用	ついては、何と学の看護学生のでの確保が困難 での確保が困難 区病院であるこ については、常	こか自前で確保 つ研修受け入れ 能なため、群大 とから医師の 常勤職員の確保	できているが、 いや、大学への家 病院及び公立腐 の確保が極めて困 だけに限らず会	若手看護師の 就職説明会に参 に に を に を は に き は に き は い た の た り 、 の 、 の 、 の り 、 の り 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、	確保に苦労して 加するなど積極 ら外来・当直に 後も派遣元病	こいる。取り 変的に行って こ対し派遣を 記との連携強
ら、年960時間を超える時間外勤務に抵触する医師はいなくなるため、A水準を取得する。また、令和6年子カルテの導入を目指しており、医師の負担軽減に寄与するものと考えている。 経営形態の現況 (該当箇所に✔を記入) □ 地方公営企業法財務適用 □ 地方公営企業法全部適用 □ 地方独立行政法人 □ 指定管理者制度 経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に✔を記入、検討中の場合は複数可) □ 地方独立行政法人(非公務員型) □ 地方公営企業法全部適用 □ 指定管理者制度 □ 上間譲渡 □ 診療所化 □ 介護医療院、老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行 経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付可 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議の方向性、②検討・協議の方向性、②検討・協議の方向性、②検討・協議の方向性、②検討・協議の方方の性、②は行っていない。 R9 R9			名(1人1ヶ月)	受入れを実施	しており、当防					
(該当箇所に✔を記入) □ 一部事務組合・広域連合 経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に✔を記入、検討中の場合は複数可) □ 地方独立行政法人(非公務員型) □ 地方公営企業法全部適用 □ 指定管理者制度 □ は方独立行政法人(非公務員型) □ 地方公営企業法全部適用 □ 指定管理者制度 □ 民間譲渡 □ 診療所化 □ 介護医療院、老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行 経営形態見直し計画の概要 (注) □ 技細は別紙添付可 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議の方向性、②検討・協議の方向性、②は行っていない。 (表別・協議体制、③検討・協議の方向性、②は行っていない。 (表別・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りま) 医	師の働き方改革への対応	ら、年960時間	を超える時間を	ト勤務に抵触す	る医師はいな	くなるため、A:	水準を取得する		
□ 一部事務組合・広域連合 経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に✔を記入、検討中の場合は複数可) □ 地方独立行政法人(非公務員型) □ 地方公営企業法全部適用 □ 指定管理者制度 □ は方の改法人(非公務員型) □ 地方公営企業法全部適用 □ 指定管理者制度 □ 民間譲渡 □ 診療所化 □ 介護医療院、老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行 経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付可 2 具体的な計画が未定の場合 は、①検討・協議の方向性、② 検討・協議の方向性、② 検討・協議体制、③検討・協議 のスケジュール、結論を取りま			☑ 地方公営企業	集法財務適用	── □ 地方公営企業法	全部適用	□ 地方独立行政法		管理者制度	
□ 地方独立行政法人(非公務員型) □ 地方公宮企業法全部適用 □ 指定管理者制度 □ は複数可) □ 民間譲渡 □ 診療所化 □ 介護医療院、老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行 経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付可 2 具体的な計画が未定の場合 は、①検討・協議の方向性、② 検討・協議の方向性、② 検討・協議のスケジュール、結論を取りま	該ヨ	回が11~▼ で記入)	□ 一部事務組合	含·広域連合						
□ 民間譲渡 □ 診療所化 □ 介護医療院、老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行 経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付可 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、② 検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りま	該当	箇所に ✔ を記入、検討中の場	□ 地方独立行政	收法人(非公務員型)	□ 地方公営企	業法全部適用	□ 指定管理者制度			
(注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合 は、①検討・協議の方向性、② 検討・協議のスケジュール、結論を取りま 「不採算地区病院として非常に厳しい経営状況ではあるが、当院の周辺地域の高齢化率は高 必要とする人口の減少率は低いことから、公立病院として今までと同様な経営を継続して 目指し、現状の経営形態を維持する。また、現段階において経営形態の見直しについてのは行っていない。			□ 民間譲渡	□ 診療所化	□ 介護医療院	こ、老健施設など、2	医療機関以外の事業	形態への移行		
1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合 は、①検討・協議の方向性、② 検討・協議体制、③検討・協議 のスケジュール、結論を取りま	営形	態見直し計画の概要			511	M. 1		w	* o = b " - · ·	- /:
と約る時期を明記すること。	注詳具、討スの (注)	は別紙添付可 的な計画が未定の場合 検討・協議の方向性、② 協議体制、③検討・協議		必要とする人口 目指し、現状の	コの減少率は低 D経営形態を維	いことから、	公立病院として	今までと同様な	経営を継続し	て行くことを

外来での対策として、院外で診察や検査ができる場所を確保しており、入院での対策としては病室に陰圧室を設置 するなど転用可能な病室を設けている。また、院内においては、感染対策委員会を毎月開催し、ICTによるラウンドを毎週実施するなど、院内感染対策の徹底やクラスター発生時の対応方針の共有等を行うとともに、職員に対しては感染対策に関する研修会を年2回程度定期的に行っている。 新興感染症の感染拡大時には市や医師会、公立藤岡総合病院等と連携するなどネットワークを構築している。 (4) 新興感染症の感染拡大時等に 備えた平時からの取組 ① 施設・設備の適正管理と整備 経営強化ブランの計画期間内における施設・設備に係る主な投資については、非常用放送設備・CT装置・電子内 5 費の抑制 視鏡システム・PACSシステム・特殊入浴装置等の更新を予定しているが、基本的に更新する機器等について 耐用年数が超過しており、かつ修理不能な機器等がほとんどである。 当院の果たすべき役割・機能の観点から 施 必要性や適正な規模等について十分に検討を行った上で、整備費の抑制を考慮しつつ計画的な導入を進めていく。 設 訳 備 令和6年度中に電子カルテシステムの導入を目指しており、マイナンバーカードの健康保険証利用(オンライン資格 確認)も利用可能なことから、各種デジタル化への対応を促進しつつ、サイバーセキュリティ対策にも注視しなが の ② デジタル化への対応 最 ら、医療の質の向上及び医療情報の連携にも努め、働き方改革の推進と病院経営の効率化を推進していく。 化 ① 経営指標に係る数値目標 6 3年度 4年度 1) 収支改善に係るもの 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 (宝結) (宝結) 経 経常収支比率(%) 100.2 101.8 97.5 99.5 99.8 100.0 営 修正医業収支比率(%) 83 7 84 3 84 6 84 2 84 5 84 8 84 8 ഗ 効 医業収支比率(%) 83.9 84.6 84.9 84.4 84.7 85.0 85.1 淧 化 3年度 4年度 2)収入確保に係るもの 7年度 8年度 5年度 6年度 9年度 備者 1日当たり入院患者数(人) 87 1 84 1 80 0 85 0 86 0 87 0 88 0 65 0 65 2 1日当たり外来患者数(人) 62 0 63 0 64 0 65 0 66 0 病床利用率(%) 87.9 85.0 80.0 85.0 86.0 87.0 88.0 3年度 4年度 3) 経費削減に係るもの 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 備者 (実績) (実績) 診療材料費の対医業収益比率 (%) 4 9 5.2 5.1 5 0 5 0 4 9 4 9 薬品費の対医業収益比率 (%) 4.0 4.8 4.7 4.6 4.6 4.5 4.5 職員給与比率(%) 83.5 80.5 79.3 81.0 81.0 81.0 81.1 100床当たり職員数(人) 98.0 97.0 96.0 97.0 97.0 97.0 97.0 3年度 4年度 4) 経営の安定性に係るもの 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 医師数 (人) 5 5 4 5 6 361 149 361 750 390 309 395 900 413 959 427 693 現金預金残高 (千円) 333 206 26, 485 27, 176 26, 250 27,000 27,000 27,000 27,000 入院単価(円) 6,749 8,003 7,000 7,000 7,000 7,000 7,000 外来単価 (円) 収益について、外来収益は地域人口は減少しているものの、医師を確保することで現状の外来数を見込み、単価の 増額を図る。また、入院収益は、地域包括ケア病棟を効率的に稼働させ、収益を確保する。費用については、職員 上記数値目標設定の考え方 の補充を抑え、材料費や薬品費の削減を図る。これにより、令和9年度の黒字化を目指す。 ②経常収支比率及び修正医業収 経常収支比率の適正な水準を確保するためには、公立藤岡総合病院をはじめとした医療機関や高齢者施設からの患 者の受け入れや病床の有効活用により利用率をキープし、入院収益の確保が条件となる。一方、費用面では、職員の適切な人員配置や常勤医師の確保により人件費を抑制し、材料費を中心とした費用を削減することで、プラン最 支比率に係る目標設定の考え方 (対象期間中に経常黒字化が難 しい場合の理由及び黒字化を目 終年度の令和9年度を経常収支の黒字化の目標とする。 指す時期、その他目標設定の特 例を採用した理由) 民間的経営手 清掃業務、医事業務(入院・外来・窓口)、給食業務、診療材料SPD業務、医療器具滅菌業務、宿 直警備業務、廃棄物処理、洗濯業務、アメニティレンタル等可能なものについては、外部委託を実施 している。今後も、契約内容の見直しを行うとともに、継続的な業務委託を推進していく。また、平 成28年度より人事評価制度を導入しており、適切な人事管理に努めている。 ③目標達成に向けた具体的な取 組(どのような取組をどの時期 に行うかについて、特に留意す べき事項も踏まえ記入) 事業規模・事 地域人口の減少に伴い、外来患者数も年々減少傾向にある。また、入院については高齢化・慢性化の 業形態の見直 傾向に伴い平成26年度の診療報酬改定により新設された地域包括ケア病棟入院料を採用し、収益の改 善を図っている。一方で、経営状況が厳しい中、医師確保が深刻な状況であるため、場合によって は、病床数の割合等の検討を進める必要がある。 ・地域医療連携室の活動により、紹介患者を確保し入院患者を安定的に確保する。・ベッドコントロール委員会での適切な病床利用により病床利用率を安定させる。 収入増加・確 保対策 ・一般病床における地域包括ケア病棟入院料の在宅復帰率等施設基準の確保により収益を安定させ る。 ・療養病床医療区分2、3の患者を80%以上確保する事により収益を安定させる。 ・在宅医療(訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ)のより一層の推進により在宅医療収益を確保す ・特定健診や胃がん検診等の利用者数を増やし、収益を確保する。

		経費削減・抑制の適正な人員配置、再任用や会計年度任用職員の活用を行い、人件費を抑制。 ・入札施行や価格交渉による契約価格管理により委託料・賃借料・診療材料費等を削減。 ・院内で使用する薬品について採用薬品の検討、ジェネリック化を一層促進し薬品費を削減。 ・省エネ意識徹底により光熱水費削減。 ・院内電子化による業務効率化を行い、紙文書などの削減。
	④経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等	別紙1記載
点検・評価	策定プロセス (経営強化プラン策定にあたり、 ①庁内調整状況、②他の地方公 共団体・関係医療機関等・専門 家等との意見交換状況③議会・ 住民への説明状況等について記 載すること)	①病院事業担当部局にて案を作成後、市の企画・財政担当部局及び医療政策担当部局を含めた庁内会議に諮問。 ②現在設置している公立藤岡総合病院改革プラン・藤岡市国民健康保険鬼石病院改革プラン評価委員会にて意見交換を実施する。 委員は、多野藤岡医療事務市町村組合構成市町村職員(藤岡市副市長)・学識経験者・地域住民代表(区長会長)・医師会長・税理士会代表等9名にて構成されている。 ③議会への説明として、議員説明会にて説明を行う。
	点検・評価等の体制 (委員会等を設置する場合その概 要)	公立藤岡総合病院と合同で評価委員会を設置し点検・評価を経て公表する。
	点検・評価の時期(毎年〇月頃 等)	毎年12月頃までに点検・評価を受け公表する。
	公表の方法	ホームページ掲載
₹0) 他特記事項	

団体名 藤岡市国民健康保険鬼石病院

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区	_ 分				年 度 ———	3年度	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	1.	医	業	収	益a	1,008	1,019	1,110	1,045	1,067	1,077	1,082
収	(1)		金金	収	入	971	988	1,079	1,012	1,033	1,043	1,048
	(2)		σ	-	他	37	31	31	33	34	34	34
		うち	他会計負		b	3	3	3	3	3	3	3
	2.	医	業外		益	266	284	230	256	259	259	258
	(1)		会計負担			127	134	120	123	123	124	125
	(2)		(県)	補助	金	23	39					
入	(3)		期前受			31	34	32	32	32	32	32
 ^	(4)	そ	O.	-	他	85	77	78	101	104	103	101
-	経	-	常	収	益 (A)	+	1,303	1,340	1,301	1,326	1,336	1,340
支	1.	医	業	費	用 c	1,201	1,205	1,308	1,238	1,259	1,267	1,272
	(1)				費 d	842	820	880	847	864	873	877
	(2)		*	}	費	108	120	128	119	120	121	121
	(3)		価 貸	⇒ +п	費	183	199	234	205	208	207	208
	(4)				費 他	66	65	64	65	65	64	64
	(5) 2 .	医	業 外	-	<u>他</u> 用	71	1 75	2 67	70	70	70	68
	Z. (1)				 息	71	73	6	6	6	6	5
	(2)		TA O	利	 他	64	68	61	64	64	64	63
出	経	-(常	<u>)</u> 費	用(B)		1,280	1,375	1,308	1,329	1,337	1,340
経	常常	損	益 (A)-		ж (С		23	1,375 ▲ 35	1,306 A 7	1,329	1,337 A 1	1,340
特	1.	特	別	利	益 (D)		23	▲ 33	_ /			U
別損	2.	特	別	 損								
益			 : 益 (D)-		(F)		0	0	0	0	0	0
純	1.9		二二二 員	益	(C)+(F	-	23	▲ 35	▲ 7	▲ 3	A 1	0
累		積	欠		金 (G	1,114	1,091	1,126	1,133	1,136	1,137	1,137
	流		動	資	産(ア゙	571	616	535	574	574	574	574
不	流		動	負	債(イ)	154	197	174	175	175	175	175
良		う	ち ー	時 借	入金	È						
^	翌	年	度 繰	越財	源(ヴ							
債	= -		司意等債			,						
務	又	<u>は</u> 	未 <u>発</u> 良		祖							
	差引	不 {(/	()-(I)}			▲ 417	▲ 419	▲ 361	▲ 399	▲ 399	▲ 399	▲ 399
経	常	収	支 比	<u>率 (A</u> (B		100.2	101.8	97.5	99.5	99.8	99.9	100.0
不	良	債	務比	<u>率</u> (オ	_ ^ 100	▲ 41.4	▲ 41.1	▲ 32.5	▲ 38.2	▲ 37.4	▲ 37.0	▲ 36.9
医	業	収	支 比	— a 率 c	× 100	83.9	84.6	84.9	84.4	84.7	85.0	85.1
修	正	医 業	収支比	_	b × 100	83.7	84.3	84.6	84.2	84.5	84.8	84.8
職」	員給-	与費対	医業収益	ام	× 100	83.5	80.5	79.3	81.1	81.0	81.1	81.1
			第15条第1項 会の不足額		(H	4 17	▲ 419	▲ 361	▲ 399	▲ 399	▲ 399	▲ 399
資	金	不	足比	<u>率 (H</u>) <u> </u>	▲ 41.4	▲ 41.1	▲ 32.5	▲ 38.2	▲ 37.4	▲ 37.0	▲ 36.9
病		床	利	用	<u>'</u>		85.0	80.0		86.0	87.0	88.0

団体名 (病院名)

藤岡市国民健康保険鬼石病院

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区	分		年度	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	1.	企 業	債	3	39	94	111	96	16	10
	2.	他会計出	出 資 金	29	29	82	27	38	50	62
ul#	3.	他会計算	負担 金							
収	4.	他会計信								
	5.	他会計報								
	6.		補助金		6	2	40		1	2
	7.	そ の	他							
l_		収 入 計	(a)	36	74	178	178	134	67	74
^	うち 支	ち翌年度へ繰り越る 出の財源充	される 当額(b)							
	前年	年度同意債で当年度の	借入分 (c)							
		純計(a)-{(b)+(c)}	(A)	36	74	178	178	134	67	74
	1.	建 設 改	良 費		49	158	151	96	16	11
支	2.				43	41	45	67	90	114
	3.	他会計長期借力	人金返還金							
出	4.	そ の	他							
		支 出 計	(B)	56	92	199	196	163	106	125
差	引		(C)	20	18	21	18	29	39	51
補	1.	損 益 勘 定 留			18	21	18	29	39	51
て	2.	利 益 剰 余 金	処 分 額							
ん	3.	繰 越 工 事								
財源	4.	そ の	他							
,,,,		計	(D)	20	18	21	18	29	39	51
		財源不足額 (C)-(D)		0	0	0	0	0	0	0
当 又		度同意等債で未 は 未 発 行 0								
実	質	財源不足額	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0

- 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。 2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

											A 7 3 1 37	
					3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
収	· 益 的 収	65 UT	的	支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
ЧX	m	נים	収	X	130	137	123	126	126	127	128	
資	*	的	収	+	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
貝	資 本 的 	נים	אף ני	4X X	支	29	29	82	27	38	50	62
合 計			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
			159	166	205	153	164	177	190			

ハエブ 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいう ものであること。